

National Board for Professional Teaching Standardsの設立と現状に関する考察

山下, 顕史
九州大学大学院人間環境学府 : 修士課程

<https://doi.org/10.15017/14259>

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 11, pp.27-35, 2008-12. The Laboratory of Educational
Administration, Educational Law, Graduate School of Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

National Board for Professional Teaching Standards の 設立と現状に関する考察

山下 顕史
(九州大学／大学院生)

I. はじめに II. NBPTS の設立 III. NBPTS の現状 IV. おわりに

I. はじめに

本論文は、全米教職専門職基準委員会 (National Board for Professional Teaching Standards、以下、NBPTS) の設立と現状に関する考察を行うものである。

アメリカ合衆国 (以下、アメリカ) において、1986年にカーネギー財団によって提出された報告書『備えある国家～21世紀のための教師～ (A Nation Prepared: Teachers for the 21st Century)』における最重要項目として、その設立が提唱されたのが NBPTS である。

NBPTS は、教員の資質向上を目的に自身の設定した基準を満たすと評価された教員に対し、National Board Certificate (全米委員会資格証、以下、NBC) を発行することで、教員の資質保障を行う機関である。またその使命は八尾坂によって、教員が何を知らべきでしかも何をすることができるかの観点から高度で厳格な基準を確立し、それらの基準を満たした教員に対して、NBC を発行することによって、学校を変革しつつ、かつ改善することにあると明らかにされている¹。NBPTS は NBC 発行に伴い、自身の設定した基準に基づき評価活動を行うことから、教員評価の一形態として捉えることができる。NBPTS は NBC の発行を行った教員を National Board Certified Teachers (NBCTs) と表記しており、以下 NBCTs と表記する。

NBPTS に関しては、八尾坂によってその設立と役割等について NBPTS の発行する資格証に焦点を当てた研究がなされている²。また葛上によって教職の専門性向上の観点から³、佐藤によって全米教師教育

機関資格認定協議会 (National Council for Accreditation of Teacher Education)、州間新任教員評価支援協議会 (Interstate New Teacher Assessment and Support Consortium) との関係性に着目した研究⁴が、楨原によって音楽科教員免許制度に関する研究⁵がそれぞれなされている。また榊らによって、SBM 下の父母・住民の権利と教職の専門職性についての観点からの研究がなされている⁶。

II. NBPTS の設立

本節では、NBPTS の設立の概観を捉えることを目的とする。まずはじめに、NBPTS の設立背景をカーネギー財団による報告書『備えある国家～21世紀のための教師～』を基に概観し、NBPTS の種々の活動の根本理念となっている、“Five Core Propositions” について考察を行う。次に NBPTS の現状を概観する。

(1) NBPTS の設立背景

i) 『備えある国家～21世紀のための教師～』 と NBPTS

NBPTS 設立の契機となったのが、カーネギー財団 (The Carnegie Forum on Education and the Economy / Task Force on Teaching as a Profession、以下、特別委員会) による報告書『備えある国家～21世紀のための教師～』である。

この報告書において、教職に関する高い専門的能力に対しての基準を設定し、その基準を満たす人材に対し資格証を与えることを NBPTS の第一義的な

機能として位置付けている。次に、NBPTS は教員のための資格証 (Teacher's Certificate) と、教員のための発展的な資格証 (Advanced Teacher's Certificate) の2種類の資格証を発行するものであるとし、教員のための資格証に関しては、教員に対する高いスタンダードへのエントリー段階として位置付け、教員のための発展的な資格証に関しては、それを発展的なスタンダードとし、教員としての最も高いレベルの能力と、学校におけるリーダーシップに必要とされる資質としての専門職性を有していることを証明するものとしている。資格証にまつわる両方のレベル (Teacher's Certificate と Advanced Teacher's Certificate) は、教科目と学年領域が特定されており、他の特定領域からの承認を得たものであることが望ましいとし、その結果、NBPTS は他の専門職分野における資格証制度と匹敵するほどの基準を設定することとなるだろうとしている。

NBPTS の主要メンバーに関しては、NBPTS によって発行された資格証を有したものであることが望ましいとされ、資格証保有者による選挙によって、NBPTS のメンバーは決定されるべきであると提案している。他の NBPTS のメンバーは、他の教育に関する専門家、公的機関の関係者、一般市民から構成されるべきであるとしており、州の学校当局の責任者や、学校管理者のような政府機関関係者は、NBPTS の代理人として勤めるべきであると提言している。

また、NBPTS の活動は公教育に関する NBPTS のコンセンサス、とりわけ、実践に対するどのような基準が、最も専門性を考慮したものとなるのかという問いを持ち続ける中で、自らの専門性を向上させる展望を表現した高いレベルの基準を設定しなければならないとしている。

また NBPTS は、専門職としての教師のための倫理規定を設定し、この倫理規定を遵守させ、教員 (Teachers) と、発展的な教員 (Advanced Teachers) の登録に関しての管理を行うという側面も持ち合わせるであろうと予測している。さらに、教員や学校職員 (School support staff) の雇用、教員の労働市場に関する調査研究へのサポート、教員と教授活動のステータスに関する提案を作成することも NBPTS の任務であるとしている。

資格証発行に伴う評価は、NBPTS が候補者の有している教育に関する一般的な資質と、候補者自身が

専門としている教科に関する専門的スキル、一般的な、かつ教科に特化した教授技術に関する知識や技能に関して、判断することを可能とするものでなければならぬと提唱している。さらにこの評価は、候補者 (教員) が有する、様々な背景を抱えた児童生徒に対して学習に対する動機付けと支援を与えることができる能力を測定するものでなければならぬと重ねて提唱している。

これらの取り組みを重ね充実させていくことで、この評価技術は複数の選抜試験をはるかに超えたものとして使用されるであろうと述べている。さらに候補者である教員による実際の教育活動に関する高いレベルの訓練や経験についての観察の部分に関しては、正規試験の最新技術と同様のものとして採用しなければならないであろうとする。

教授活動に関して如何なる知識を有することに価値があるのか、また、教員には何ができるのかを規定する中で、NBPTS は教授活動や学習活動、加えて傑出した教員の経験に関する調査研究の発展を信頼しなければならないと提案している。特別委員会は、特に評価に関して、教員の知識の蓄積を考慮に入れたものとして関連付けてきた。これは一般的な事実ではあるが、このことはマイノリティー層や低所得者層の児童生徒の学習に関する成功を収めた教員を重視したものではないと指摘している。

このことから、平等に関する要因を重視することで、NBPTS の評価や資格証の機能に対する態度は決定するであろうと予測している。この取り組みは高いスタンダードへ可能な限り到達するためのプロセスを設計することであるとしているのである。NBPTS は、評価のための材料と方法を考案するだけでなく、見込みのある教員に、資格証候補者である教員に対して評価プロセスが求めていることや、候補者が評価プロセスにおいて評定される事柄に関する準備 (レディネス) を理解することを助ける資源と情報を与えて訓練するような機関と連携することとなるであろうと予測している。大多数のマイノリティーに属する候補者が参加できるよう特別の注意を払うことで、これらの機関はその機関に属する児童生徒に対して評価に関する準備期間を与えることができるのである。教育に関する労働力 (teaching force) におけるマイノリティーの参加不足という問題は深く根付き、かつ非常に複雑な問題となっているがゆえに、NBPTS のみの活動で解決するわけでないが、

NBPTS がこの問題の解決のために実行できる課題は山積しているとし、NBPTS の出現により一定程度の解決を見るものとして期待しているのである。

特別委員会は、評価活動は3段階に分けられて行うべきであると提言している。第1段階は、科目に関する事項で、大学卒業時に行うものである。第2段階は、候補者が希望する際に行われるもので、候補者の有する専門的な教育的コースワークにおいてカバーされている教材に関する専門的な知識や技能を測定するものである。第3段階では、候補者による実際の教育活動を長期間にわたり観察することで評価するのであり、これは評価の最終段階として行われるべきものであるとしている。これらそれぞれの評価段階は、候補者を除外するために設計されるのではなく、候補者が資格証を獲得するために有しておかなければならない知識や技能のうち、何が不足していて、資格証獲得のためにどのように準備せねばならないのかを、的確に指摘するためのものでなければならないと提言している。候補者たちがこれらの評価プロセスを充足させるためには、十分な時間をかけるべきであり、そのようなプロセス設計をすべきであると提言しているのである。

このような評価活動の運用管理に関しては、候補者が容易にアクセスできるように分権化した形態を取るべきであると提言している。NBPTS は州や地域において資格証取得者によって構成される委員会の支部組織を、評価プロセスを監督し、NBPTS を支持する他の団体との行動のために組織するべきであるとあわせて提言している。

資格証取得プロセスに関して特別委員会は、完全に自発的なものであると想像するとしている。すなわち、すでに教員として実践に携わっている者や、これから教員として教育活動を行おうとする者に対して、このプロセスへの参加が強制されるべきではないとしているのである。しかしながら特別委員会は、多数の教員がこのプロセスに参加するよう望んでいるとし、その理由として、この資格証は、資格証保有者が質の高い教員 (highly qualified teacher) であることを明確に示す証明書となるからであるとしている。資格証保有者は、州や地方当局によって保有者の努める学校の質を州や地方当局にとっての自慢として積極的に探索されることを期待できている。また給与制度は NBPTS による資格証制度の存在により再考されるべきであると提言している。

やがて、多数の州においてその州における資格基準として NBPTS による資格証基準が組み込まれるようになり、また NBPTS による資格証保有者に対しては、州や地方当局独自の資格職に関する要求を撤回し、NBPTS による資格を州や地方当局の資格証として認定する州も出現するであろうと予測している。さらに、NBPTS による資格証を必須要件としての資格として認定し、加えて州や地方当局の要件を敵で津であると判断し国家基準 (national standards) へ加えることとなるであろうと予測している。

“委員会を経た人間 (passed their boards)” に対する自身の資格要件に関する要求を免除する州は、有効な他の専門職能向上のためのルートを構築するようになるであろうとし、大多数の教員が NBPTS による資格証を取得する時点までに、他の専門職能成長プログラムとともにこれらの州は、一般的な教師教育プログラムを修了するのと同程度の最低限のパフォーマンス基準に見合う教員にのみ資格証が授与されることに気づくであろうと予測している⁷。

以上の提言をうけ、1987年に政府関係者、教員組合、教育者、企業経営者、関心ある市民の支持を受け、NBPTS は設立された。その使命は、教員の知っておくべき知識と可能性についての厳密な基準を設定し、その基準を満たす教員を認定することによって、関連する教育改革を進め、アメリカの学校における児童生徒の学習を改善することである⁸。

NBPTS は自身のことを、独立、非営利、無党派かつ民間の団体であるとしている⁹。またその財源は、民間企業からの寄付により成り立っており、2007年現在 NBPTS のサイトに公表されているところによると、ボーイング社をはじめとする21社の企業がその目的に賛同し、寄付を行っている¹⁰。

ii) “What Teachers Should Know and Be Able to Do” と “Five Core Propositions”

NBPTS はその政策綱領として “What Teachers Should Know and Be Able to Do” を発行しており、さらにその中で “Policy Position” として “Five Core Propositions” を設定している¹¹。

また NBPTS は、児童生徒の学習向上に効果的に作用し、“Five Core Propositions” に反映されているような、高いレベルでの知識、技能、能力、コミットメントを有していることを明示できる教員を識別し確認を行うとしており¹²、このことから、“Five Core Propositions” は、NBPTS が候補者に対し NBC を発

行するために行う評価活動の基礎となっているものと考えられ、また“Five Core Propositions”が持つ意味合いは非常に重要であることが明らかである。以下に、“Five Core Propositions”を示す。

①教員は児童生徒と学習に献身する。

熟練した教員（NBCの発行を受けるに値する教員を指すものと考えられる。）は、全ての児童生徒に対してアクセス可能な知識を構築することに献身的であり、さらに全ての児童生徒が学習を達成できるという信念のもとに行動しなければならないとしている。また、児童生徒を公平に扱い、児童生徒一人一人の差異を認識し、それに応じた教育実践活動を行うべきであるとしており、さらにその実践は、児童生徒の興味関心、能力、技能、知識、家族環境、相互関係についての観察や知識に基づいたものでなければならないとしているのである。

さらに熟練した教員は、児童生徒がどのように発達し学習するのかについて理解していなければならないとし、認知や知能に関する一般的な理論を自らの実践の中で受け入れるべきであると提案している。また、行動における文脈と文化との影響に気付き、児童生徒の認知能力と学習への関心を促進させる必要があるとしている。さらにこれらと同様に大切なことは、児童生徒の自己肯定観（self-esteem）やモチベーション、特徴、市民としての責任（civic responsibility）、個人や文化、宗教、人種による差異に対する理解を涵養するべきであると提言している。

②教員は自身の担当する科目と、その教授方法について熟知している。

熟練した教員は、自身の教える教科についての豊富な知識を有している必要があり、その科目の中でどのような知識が創造され、構造化され、他の分野や、現実世界の環境とどのように接続されているのかについて十分理解している必要があるとしている。また、我々の文化における一般的な知識を忠実にし、専門的知識の有する価値を守りながら、同時に児童生徒の批判的、分析的能力を発展させるべきであると提言している。

熟練した教員は、児童生徒に対し題材を伝え明らかにする方法に関する専門化された知識を駆使しなければならないとし、科目やその内容に対する児童

生徒が持っている先入観や背景となる知識や、またそれらに対する対処を可能とする技術や教育資源について知っておかなければならないと提言している。さらに、自らの実践の中で、どのような場面で困難さが生じるのか理解し、またどのように修正を行うのかについて理解しておかなければならないとしている。熟練した教員が有する教育技術のレパートリーは、教員自身の担当する科目における多様な進路を作り出すこと可能にし、また教員は、児童生徒の抱える問題を問いただし、解決する方法を教える達人でなければならないとしている。

③教員は児童生徒の学習を支援し監督する責任がある。

熟達した教員は、児童生徒の興味関心をとらえ、最も効果的な時間の使い方をするために、教育環境を創造し、拡充し、維持し、そして変革しなければならないと提言している。また、児童生徒への教育活動と、同僚教員による、自らの知識と専門的技術を補完するための取り組みに従事することに対して精通していなければならないとしている。さらに、一般的な教育技術に関する領域を支配し、必要かつ適正な手段を用いる場面を熟知していなければならないとし、精密で簡潔な実践に集中して取り組むことで、効果のない有害な実践がどのようなものであるかに気づかなければならないと指摘している。

熟達した教員は、児童生徒に対して教育環境を保障する方法や、児童生徒に合致した学校の教育目標を達成するために、教育活動を組織化する方法について熟知しておかなければならないとしている。さらに、児童生徒間や、児童生徒と教員間における社会的な相互作用のための規範を設定することに関して精通しておかなければならないとし、児童生徒の学習に関するモチベーションを向上させる方法と、一時の失敗に直面したとしても、そこで児童生徒の興味関心を失わず、維持する方法について理解しておかなければならないとしている。

熟達した教員は、個々の児童生徒の発達と同様に、学級全体の発達についても評価できなければならないとしており、児童生徒の発達と理解を測定するための複合的な方法を採用し、児童生徒のパフォーマンスに関して、その保護者に明確に説明できなければならないと指摘している。

④教員は自らの実践と経験からの学習を体系的に理解する。

熟達した教員は、教養人としてふさわしい人材のモデルでなければならず、児童生徒に対し身につけさせようと勤める道徳的美点、例えば、好奇心、寛容性、誠実性、公平性、文化的差異の多様性や正しい認識に対する尊厳の念などや、さらに知的発達には欠かすことのできない能力である、論理的に思考し、創造的かつ冒険的な多様な観点を採用し、経験的かつ問題解決的な適応指導を採用できる能力に関して例示しなければならないと指摘している。

熟達した教員は、自らが有する人間的発達、教科に関する要素と構造、児童生徒が堅実な実践に対して本質的な判断をすることに関する知識を活用しなければならないとしている。また、熟達した教員による様々な事象に対する判断は、学術的知識によってのみもたらされるのではなく、また、経験からのみもたらされるものでもないと指摘している。児童生徒を激励しようと努めるような生涯学習に、熟達した教員は従事するものと提言している。

自らの教育活動を強固なものにしようと努力する中で、熟達した教員は、自らの実践を批判的にとらえ、自らのレパートリーを増やそうと努め、知識を深め、自らの判断を精緻化し、自らの教育活動を、新しい発見や、アイデア、理論に順応させようとしなければならないと指摘しているのである。

⑤教員は学習共同体（Learning Communities）の一員である。

熟達した教員は、教育政策やカリキュラムディベロップメント、スタッフディベロップメントなどの分野における専門職との協働によって学校の効果性に寄与しなければならないと提唱している。そして、学校の発達や学校資源の配分に関して、州や地方当局の教育目標に対する自らの理解を照らしあわせて評価することができなければならないとしている。また、児童生徒の利益を約束する特殊化された学校とコミュニティー資源に関して見識が無ければならないとし、さらに必要とされるこれらの資源を採用できるだけの能力を兼ね備えておかなければならないと指摘している。

熟達した教員は、両親とともに協働的かつ創造的に様々な事柄を取り組むことを可能とする方法を発見し、学校における自らの業務の生産性を約束しな

なければならないと指摘している。

以上5点が、NBPTSの掲げる理念である。上に見てきたように、NBPTSは基準を満たすと評価された教員に対してNBCの発行を受けたNBCTsを、各学校における学校改善や教育実践の中心的人物とすることを目的にしていることが看取できる。また、これらの理念は特に目新しいものではなく、一般的に教員に求められている姿勢や能力であるように考えられる。しかしながら、これらを上述のように整理・具体化し、最も重要な理念として位置づけ、これらを実現するために様々な取り組みを行い、結果を出していることにNBPTSの存在意義があるように考えられる。翻って考えると、これら教員にとって必要であると考えられる姿勢や能力は、一般的に理解されている状況があるにしても、従来までの様々な取り組みでは結果として導き出すことができていなかったものの、NBPTSの出現によりはじめて、これらの姿勢や能力に関して高いレベルで教員に求め、また実際にその要求を満たす教員を現場に派遣することが可能となったものと考えられるのである。

III. NBPTSの現状

本節ではNBPTSの現状について概観を行うこととする。

NBCの発行数を表1-1に示す。この表から概観できるように、NBCの発行数は年々上昇しており、アメリカにおいてNBPTSの取り組みが一定程度、認知され、また教育現場にとって有効なものと捉えられていることが看取できる。

次に、NBCに対する各州の対応について表1-2に示す。ここにみるように、大半の州が、NBCを獲得した教員に対し、給与面でのインセンティブを認めており、さらに、NBCを各州における上位資格証として認可していることがわかる。表1で取り扱ったようにNBCの発行数は年々増加しており、これは各州においてNBCないしNBPTSによる一連の取り組みを経た教員に対し、具体的なインセンティブを設定している現状から影響を受けたものと考えられるのである。また、表1-3にはNBPTSの委員会構成員（Board of Directors）を示す。委員会構成員にはほぼ半数のNBCTsが含まれており、さらにアメリ

カにおける主要な教員組合である、American Federation of Teachers(AFT)、National Education Association (NEA) の代表者が含まれていることが特徴的であると考えられ、NBPTS の取り組みが教員組合からも認められていることが看取できる。このことから、NBPTS による一連の取り組みは広くアメリカにおいて認知され、評価されているものと考えられる。

《表 1 - 1》NBCTs 数の変化
年度ごとの NBC 取得者数※註

年度	NBCTs 数
2006 - 2007	8547
2005 - 2006	7817
2004 - 2005	7299
2003 - 2004	8068
2002 - 2003	8210
2001 - 2002	7895
2000 - 2001	6507
1999 - 2000	4727
1998 - 1999	2969
1997 - 1998	924
1996 - 1997	318
1995 - 1996	219
1994 - 1995	199
1993 - 1994	177
Total	63876

※註 http://www.nbpts.org/resources/nbct_directory/nbcts_by_year
より作成 (2008 年 4 月 20 日)

《表 1 - 2》各州における NBC の取り扱いと NBCTs 数 (2005 - 2006 年)

州	NBC を資格証として認定	NBC に対する金銭的インセンティブ	NBCTs 数
Alabama	Yes	Yes	926
Alaska	Yes	No	65
Arizona	Yes	No	277
Arkansas	Yes	Yes	374

California	Yes	Yes	3377
Colorado	Yes	No	223
Connecticut	Yes	No	117
Delaware	Yes	Yes	297
District of Columbia	Yes	No	15
Florida	Yes	Yes	7733
Georgia	Yes	Yes	2120
Hawaii	Yes	Yes	110
Idaho	Yes	Yes	317
Illinois	Yes	Yes	1555
Indiana	Yes	No	126
Iowa	Yes	Yes	489
Kansas	Yes	Yes	205
Kentucky	Yes	Yes	899
Louisiana	Yes	Yes	827
Maine	Yes	No	94
Maryland	Yes	Yes	660
Massachusetts	Yes	Yes	430
Michigan	Yes	No	189
Minnesota	Yes	No	276
Mississippi	Yes	Yes	2377
Missouri	Yes	Yes	287
Montana	Yes	Yes	54
Nebraska	Yes	No	41
Nevada	Yes	Yes	221
New Hampshire	Yes	Yes	15

New Jersey	Yes	Yes	110
New Mexico	Yes	Yes	178
New York	Yes	Yes	588
North Carolina	Yes	Yes	9815
North Dakota	Yes	Yes	22
Ohio	Yes	Yes	2523
Oklahoma	Yes	Yes	1289
Oregon	Yes	No	190
Pennsylvania	Yes	No	247
Rhode Island	Yes	Yes	206
South Carolina	Yes	Yes	4445
South Dakota	Yes	Yes	41
Tennessee	Yes	No	173
Texas	No	No	231
Utah	Yes	Yes	83
Vermont	No	Yes	83
Virginia	Yes	Yes	905
Washington	Yes	Yes	898
West Virginia	Yes	Yes	244
Wisconsin	No	Yes	328
Wyoming	Yes	Yes	61
合計	50	37	47356

※註 National Center for Educational Statistics ホームページ

http://nces.ed.gov/programs/statereform/res_tab4.asp より作成

(最終アクセス日 2007 年 1 月 2 日)

《表 1 - 3》NBPTS の委員会構成員

役職	人数	経歴・他の団体等での役職
議長	1	Former Governor of Georgia
副議長	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ pre-kindergarten teacher ・ member of the Texas Commission on Standards for the Teaching Profession
委員長 兼 代表執行役 (CEO)	1	Deputy Director of the Education, Sexuality and Religion
委員	23	<ul style="list-style-type: none"> ・ NBCTs (12 名) ・ Senior Fellow and Director of Policy and Research at the Woodrow Wilson National Fellowship Foundation (1 名) ・ Former president of the National School Boards Association Board of Directors and an executive committee member of the National Council for the Accreditation of the Teacher Education (1 名) ・ President of the American Federation of Teachers(AFT) (1 名) ・ Professor and Dean at the Center for Curriculum and Instruction at the University of Nebraska (1 名) ・ Dean of the College of Education at Temple University (1 名) ・ President of the North Suburban Teachers Union (1 名) ・ President of the New York State United Teachers (1 名) ・ 8th grade physical science teacher (1 名) ・ President of the Lake Washington Education Association (1 名) ・ Regent on the New York State Board of Regents (1 名) ・ President of the National Education Association (NEA) (1 名)

NBPTS ホームページ

http://www.nbpts.org/about_us/board_of_directors より作成

(最終アクセス日 2007 年 1 月 3 日)

IV. おわりに

NBPTS の設立には非常に具体的な提言があり、明確な目的を持って設立されたということが看取できた。NBPTS の一連の取り組みは、すでに資質を有している教員に対し、NBC を発行することのみを目的とするのではなく、これから NBC を取得しようとする教員に対しても様々な方策を持って関わり、教員全体の資質能力の向上を目的として設立されたのである。また、評価に関する詳細な提言がなされており、教員評価に対しての新たな視点や観点をもたらしたとも言える。評価に関する最も核となる基準に関しても、常に省察と改善を求めており、その時々々のアメリカの抱える教育課題に関して敏感に対応することを求めているといえる。

厳格かつ詳細な提言をうけ設立された NBPTS は、教育界に大きな影響を与えたと言える。教員の社会的地位の向上や、教育諸課題の改善などその影響は多岐にわたっている。また、それらに関する詳細な分析も多分に蓄積されており、NBPTS を評価するもの、その問題点を指摘するもの様々であり、これらに対する分析は今後の研究課題とも言える。しかしながら、アメリカにおいて NBC の発行数は順調に増加しており、NBPTS の取り組みは一定程度受け入れられ、また評価されているともいえるのではなからうか。

また、NBPTS の取り組みは行政側にとっても積極的に活用されていることが明らかとなった。限られた教育予算の中で、教員の資質向上政策を大々的に執り行うことには限界があるものと考えられ、ある意味では、教員の資質向上のための研修や、資格証制度の整備を NBPTS に対し‘外注’するような形ではあるが、大多数の州において、NBC を資格証として認可し、NBC 取得に対する財政的な措置が取られているのである。また、NBC は全米で通用する資格証であることも特筆に値し、大多数の州が、州内での NBC の有効性を認めていることから、教員に関するナショナルスタンダードとしての一面を有していることも指摘できるのではないだろうか。

NBPTS の取り組みの中核にある、委員会のディレクターには半数以上の現職教員 (NBCTs) がメンバーとして参加していることも特筆に値するだろう。自身の設定する基準の妥当性、教育現場での有効性

を論じるうえで現職教員の持つ視点は必要不可欠であると考えられるからである。また、現職教員のみではなく、教育学研究者もそのメンバーとして参加することで、基準の学術的な精密さが担保できるものと考えられる。さらに、教員組合の代表者が参加することで、ややもすれば‘上から’の‘押し付け’ともなりえない教員評価に対して、一定程度の抑制効果や、様々な教員からの声が届くことも保障しているといえよう。たとえ NBPTS が民間団体であったとしても、州政府や学区によって様々な場面で活用されている現実もあることから、強制的な NBPTS への参加へとも結びつく可能性は否定できない。このことから、教員組合からの理解を取り付けていることも NBPTS が受け入れられ、発展してきた大きな要因の一つであると考えられるのである。

《註》

¹ 八尾坂修著『アメリカ合衆国教員免許状制度の研究』、風間書房、1998年、p.307。

² 八尾坂修、前掲書、1998年、pp.306-314。

³ 葛上秀文「教職専門職性向上を図る教師教育に関する一考察—教職大学院のカリキュラム構築から見える可能性—」『鳴門教育大学研究紀要』第21巻、2006年、pp.68-76。

⁴ 佐藤仁「米国教員養成機関のアクレディテーションに関する一考察—NCATEの近年の動向—」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第三部、第52号、2003年、pp.105-113。

⁵ 榎原仁美「アメリカ合衆国における音楽家教員免許制度に関する研究—NBPTSの全米音楽科教師資格証の成立をとおして—」『広島大学大学院教育学研究科音楽文化教育研究紀要』XV II、2005、pp.87-94。

⁶ 榎達雄他、「アメリカにおける教職の基準設定、SBM下の父母・住民の権利等と教職の専門職性」『アメリカの教育改革における教員評価・教員資質向上の背景と成果に関する研究』科学研究費補助金・基盤研究(C)(2)、研究代表 榎達雄、2003年。

⁷ Carnegie Forum on Education and the Economy, “A Nation Prepared: Teachers for the 21st Century”, pp.66-68, 1986.

⁸ Baratz-Snowden, Joan, “Assessment of Teachers: A View from the National Board for Professional Teaching Standards” *Theory Into Practice*, Volume 32, No. 2, Spring 1993 p.82.

⁹ William Lowe Boyd, Jillian P. Reese, “Great Expectations: The Impact of the National Board for Professional Teaching Standards.” *Education Next*, No.2, Spring 2006, pp. 51-57.

¹⁰ National Board for Professional Teaching Standards.” About Us > NBPTS Donors > Current & Former Donors”

[http://www.nbpts.org/about_us/nbpts_donors/current_former_donors : 最終アクセス日 2007年4月5日]

¹¹ National Board for Professional Teaching Standards.” Standards > The Five Core Propositions”
[http://www.nbpts.org/the_standards/the_five_core_propositio : 最終アクセス日 2007 年 4 月 5 日]

¹² National Board for Professional Teaching Standards, “What Teachers Should Know and Be Able to Do”, pp.3, 2002.
[http://www.nbpts.org/UserFiles/File/what_teachers.pdf : 最終アクセス日 2007 年 12 月 19 日]